

薬剤師の果たすべき薬剤管理義務－ 3

薬剤師が果たすべき医薬品管理の範疇

○喜来 望¹, 秋本 義雄², 鈴木 順子¹, 鈴木 政雄⁴, 宮本 法子³, 山本 大介¹
(¹北里大薬, ²東邦大薬, ³東京薬大薬, ⁴帝京平成大薬)

【論点】薬剤師は薬の責任者として、薬剤部以外で交付、使用される薬剤についても、在庫の管理及び流通状況、用途、用法、毒性などについて他の医療従事者へ注意喚起、周知徹底の義務がある。

【検討事例】インスリン投与による血糖コントロール及び食事療法指導等の目的で、入院受療していた患者が、看護師の過誤により、アジ化ナトリウムを内服し、白質脳症となり、全面的な介護を要する状態（高次脳機能障害）となった件。

（平成19年(ワ)第7490号損害賠償請求事件：東京地裁判決 平成20年2月18日）

【裁判所の判断】内科医Aの病院に勤務する看護師Cが、蓄尿検査を行う際に防腐剤として使用するアジ化ナトリウムを誤って入院患者であるBに投与し、これによりBがアジ化ナトリウム中毒による低酸素脳症を発症したものであるから、Aは、Bらに生じた損害を賠償すべき責任を負うとした。

【考察】看護師Cが、患者に必要な措置を十分把握した上で適切な看護を行うべき注意義務に違反していたことは明らかであるが、それ以上に、取扱に注意を要する「毒物」を、①通常の医薬品と区別できない状態で病棟に流通させていたこと、②薬剤部がそれに一切関知していなかったこと自体が、管理上の重大な問題である。薬剤師は薬事衛生の最高の担い手と法に規定される存在であり、単に医薬品ばかりでなく、検査試薬や毒物・劇物等の薬剤について、また薬剤部を起点とするものばかりでなく、他の部署で交付される薬剤についても、院内分布、流通、使用方法に至るまで運用管理すべき義務を有する。特に病院等の多職種連携の場では、他の医療従事者に対する用途、用法、毒性などの知識教育は、薬剤師による医薬品管理の範疇にあるものと考えられる。